

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	法人税:義(国税27)、法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 個人または法人が令和2年度以降に新たに指定された公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「騒防法」という。)第9条第1項に規定する第2種区域内及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(以下「特騒法」という。)第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内(但し、令和2年度以降に指定された区域(新区域)に限る)にある土地等を当該区域外の土地等と買換え等した場合、譲渡益の80%について課税を繰り延べることができる。
		《要望の内容》 現行の特例措置を3年間延長する。
		《関係条項》 租税特別措置法 第65条の7第1項イ・ロ、第65条の8、 第65条の9 (所得税 第37条第1項イ・ロ、第37条の4)
5	担当部局	国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課・航空戦略室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和元年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和44年度 創設(6年間) 平成13年度 5年間延長 昭和50年度 5年間延長 平成18年度 5年間延長 昭和55年度 5年間延長 平成23年度 3年間延長 昭和60年度 5年間延長 平成26年度 3年間延長 平成2年度 1年間延長 平成29年度 3年間延長 平成3年度 5年間延長 令和2年度 3年間延長(一部縮減) 平成8年度 5年間延長 令和5年度 3年間延長(一部縮減)
8	適用又は延長期間	(法人税)3年間(令和8年4月1日～令和11年3月31日) (所得税)3年間(令和9年1月1日～令和11年12月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)内の住民の移転を促進することにより、当該住民の生活の安定及び福祉の向上を目指し、特定飛行場及び特定空港と周辺地域との調和ある発展を図ることを目的とする。 《政策目的の根拠》 ①公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年8月1日法律第110号) (移転の補償等) 第九条 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第一種区

		<p>域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域(以下「第二種区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。</p> <p>②特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年4月20日法律第26号) (移転の補償等)</p> <p>第九条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建築物等」という。)の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合のほか、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標 24「航空交通ネットワークを強化する」に包含</p>
③	租税特別措置等により達成しようとする目標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 航空機の騒音により生じる障害が特に著しい地域内に居住する住民の移転を促進する。</p> <p><測定指標> 航空機材の低騒音化によって、航空機騒音対策区域は縮小傾向にあるところ、本措置の対象となる令和2年度以降に新しく指定された航空機騒音対策区域が存在する空港は、現在、B滑走路の延伸及びC滑走路の新設等の整備を進めている、成田空港のみである。 成田空港では、令和8年から令和10年にかけて約210件の移転を目標とし、移転をできる限り促進していく。 また、成田空港では、2030年代後半にかけて、航空機の発着回数が50万回に達することが見込まれていることから、それまでに移転補</p>

			<p>償進捗率(移転対象戸数に対する移転補償契約数の割合)100%相当を目指して取り組んで行く。</p> <p>なお、騒音障害区域からの移転は、空港という公共施設を設置するため特定の居住者等が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であるが、強制的に移転させる制度ではなく、区域外への移転を希望する居住者等からの申請に基づき、建物の移転に対する補償や土地の買い入れ等の補償を行うものである。</p> <p>また、移転補償手続きは、申請者との丁寧な話し合いにより進められているところ、補償額に納得できない、移転先の確保ができない等の事情により、申請から時間を要する場合もあり、移転補償の見通しを示すことは困難である。しかしながら、可能な限り移転を促していく必要があるため、上記を目標として取り組みを進めている。</p>
		④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	<p>本措置により、移転の際の税負担をできる限り軽減し、住民の移転を促進することにより、移転先における当該住民への航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。</p>
10	有効性等	①: 適用数	<p>令和元年度: 1件 令和2年度: 0件 令和3年度: 1件 令和4年度: 0件 令和5年度: 0件 令和6年度見込み: 0件 令和7年度見込み: 0件 令和8年度見込み: 1件 令和9年度見込み: 0件 令和10年度見込み: 1件</p> <p>【算定根拠】 (令和元年度から令和5年度) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書は、評価対象外の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく移転補償の適用数が含まれていることから、税制の適用に必要な買取証明書及び区域外への移転証明書を発行した者へのヒアリングにより本措置の適用の可能性が高い者を計上。 (令和6年度見込み) 税制の適用に必要な買取証明書及び区域外への移転証明書を発行した者へのヒアリングの結果、本措置の適用の可能性が高い者がなかったため0件としている。 (令和7年度から令和8年度見込み) 成田空港の移転補償を実施している成田国際空港株式会社へのヒアリングにより、移転補償手続きの進捗状況をふまえて、本措置の利用の可能性が高く見込まれる者を計上。 (令和9年度から令和10年度見込み) 令和9年度見込み、令和10年度見込みについては、移転補償対象者に実施したアンケート結果をふまえて、本措置の利用の可能性が高く見込まれる者を計上。</p>
		②: 適用額	<p>令和元年度: 79百万円 令和2年度: 0百万円</p>

令和3年度：171百万円
 令和4年度：0百万円
 令和5年度：0百万円
 令和6年度：0百万円
 令和7年度：0百万円
 令和8年度：208百万円
 令和9年度：0百万円
 令和10年度：208百万円

対象者は、航空機騒音による障害が著しい区域における移転・買取り措置対象者に限定されており、特定の者に偏ったものではない。

【算定根拠】

適用実態調査の結果に関する報告書により公表されている実績をもとに推計。

租税特別措置の適用実態調査の結果

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

(1)航空機騒音障害区域の内から外への買換え

(単位：百万円)

年度 区分	R元	R2	R3	R4	R5	合計
適用件数	1件	3件	2件	-	2件	8件
適用額	79	968	342	-	275	1,644
1件あたりの 平均適用額	79	322	171	-	137	208

※本特例措置以外の数も含む全数

(令和元年度から令和5年度)

各年度1件あたりの平均適用額に、各年度毎の適用数(10①適用数参考)を乗じて算定。

なお、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書は、評価対象外の防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づく移転補償の適用数が含まれているため、税制の適用に必要な買取り証明書及び区域外への移転証明書を発行した者へのヒアリングにより本措置の適用の可能性が高い者を計上。

令和元年度 79百万円 × 1件 = 79百万円

令和2年度 322百万円 × 0件 = 0百万円

令和3年度 171百万円 × 1件 = 171百万円

令和4年度 -百万円 × 0件 = 0百万円

令和5年度 137百万円 × 0件 = 0百万円

(令和6年度から令和10年度)

令和元年度～令和5年度における1件あたりの平均適用額に各年度の適用数(10①適用数参考)を乗じて算定している。

令和6年度 208百万円 × 0件 = 0百万円

令和7年度 208百万円 × 0件 = 0百万円

令和8年度 208百万円 × 1件 = 208百万円

令和9年度 208百万円 × 0件 = 0百万円

		令和10年度 208 百万円 × 1 件 = 208 百万円																																												
③	減収額	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 \ 区分</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>32</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>39</td> <td>0</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 1件あたりの減収額は以下の通り算定 法人税:適用額(②適用額欄参考)×圧縮割合(80%)×税率(23.2%) 法人住民税:法人税額×税率(7%) 法人事業税:適用額(②適用額欄参考)×圧縮割合(80%)×税率(7% (年8百万円を超える部分))</p> <p>令和元年度 法人税:79 百万円 × 80% × 23.2% = 15 百万円 法人住民税:15 百万円 × 7% = 1 百万円 法人事業税:79 百万円 × 80% × 7% = 4 百万円</p> <p>令和3年度 法人税:171 百万円 × 80% × 23.2% = 32 百万円 法人住民税:32 百万円 × 7% = 2 百万円 法人事業税:171 百万円 × 80% × 7% = 10 百万円</p> <p>令和7年度 法人税:208 百万円 × 80% × 23.2% = 39 百万円 法人住民税:39 百万円 × 7% = 3 百万円 法人事業税:208 百万円 × 80% × 7% = 12 百万円</p> <p>令和8年度 法人税:208 百万円 × 80% × 23.2% = 39 百万円 法人住民税:39 百万円 × 7% = 3 百万円 法人事業税:208 百万円 × 80% × 7% = 12 百万円</p> <p>令和10年度 法人税:208 百万円 × 80% × 23.2% = 39 百万円 法人住民税:39 百万円 × 7% = 3 百万円 法人事業税:208 百万円 × 80% × 7% = 12 百万円</p> <p>令和2年度、令和4年度、令和5年度は本措置の適用がないため、減収額は0と算定。 令和6年度、令和7年度、令和9年度は本措置の適用見込みがないため、減収見込み額は0と算定。</p>	年度 \ 区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	法人税	15	0	32	0	0	0	0	39	0	39	法人事業税	1	0	2	0	0	0	0	3	0	3	法人住民税	4	0	10	0	0	0	0	12	0	12
年度 \ 区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																				
法人税	15	0	32	0	0	0	0	39	0	39																																				
法人事業税	1	0	2	0	0	0	0	3	0	3																																				
法人住民税	4	0	10	0	0	0	0	12	0	12																																				
④	効果	<p>《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》</p> <p>所期の目標である、①「成田国際空港以外の特定飛行場周辺に残存する移転対象約 1,100 件の内令和5年から令和7年にかけて約 10</p>																																												

件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する」については、令和6年度末までにおいて9件(令和5年度5件、令和6年度4件)の移転を実施した。

なお、成田空港以外の特定飛行場は、令和5年度より本措置の対象が縮小されことに伴い、該当する区域が存在しなくなったため、今後の達成目標から除外する。

また、所期の目標である、②「成田国際空港周辺に残存する移転対象約1,360件の内令和5年から令和7年にかけて約300件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する」については、令和6年度末までに151件(令和5年度74件、令和6年度77件)の移転を実施した。

なお、成田空港では、令和2年度に新たに騒音対策区域を拡大し、移転補償進捗率について100%相当を目指して取り組みを進めているところ、目標にむけた達成状況もこれに合わせて、移転補償進捗率で示すこととした。

移転補償進捗率(移転対象戸数に対する移転補償契約数の割合)

令和元年度:91.4% ※騒音対策区域拡大前のため参考

令和2年度:46.2%

令和3年度:47.1%

令和4年度:51.7%

令和5年度:55.1%

令和6年度:58.7%

令和7年度:61.9%

令和8年度:65.2%

令和9年度:68.4%

令和10年度:71.4%

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

成田国際空港株式会社作成 HP:

<https://www.narita-kinoukyouka.jp/assessment.html>

令和元年度から令和5年度は、航空機騒音の環境基準の達成状況の改善に向けた施策等ロードマップのうち「移転補償の実施」欄を参考。令和6年度は、成田国際空港株式会社から聞き取った速報値。令和7年度から令和10年度は令和6年度から令和6年度までの実績をもとに算定した推計値。

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

試算によると、適用額が大きいケースほど、本措置によって繰り延べられる税額が大きくなる。

特に移転対象資産の規模が特に大きく、譲渡益が高額な補償においては、税負担軽減効果が大きく見込めるため、本措置による移転促進効果が期待される。

<繰り延べ可能な法人税額の試算>

・適用額20百万円の場合

適用額20百万円×80%(圧縮率)×23.2%(法人税率)

=4百万円(繰り延べ可能な税額)

(5百万円(通常の税額))

		<p>・適用額 100 万円の場合 適用額 100 百万円 × 80% (圧縮率) × 23.2% (法人税率) = 19 百万円 (繰り延べ可能な税額) (23 百万円 (通常の税額))</p> <p>なお、移転補償対象者に実施したアンケートにおいても、移転を「希望する」又は「検討中」としている一部の事業主から、移転対象資産の規模や移転直後の資金繰り等をふまえ、本措置が必要との意見が寄せられており、本措置は、移転判断において重要な要素であることが確認された。</p> <p>【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 移転補償対象者へのアンケート(令和7年度実施)</p> <p>《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 成田空港の移転補償においては、大半が個人であり、法人が占める割合は小さい。 また、租税特別措置の適用実態調査結果から、本措置の1件あたりの平均適用額が 208 百万円(適用額(10②)算定根拠を参考)であることをふまえると、一定規模以上の移転補償において本措置の適用が見込まれるところ、これに該当する事業主は、以下により移転判断に時間を要しており措置の適用に至っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転補償対象資産の規模が大きく、入念な準備が必要。 ・滑走路整備が完了しておらず、航空機騒音の影響の見極めが難航している。 ・空港周辺の用地も既に利活用が進んでいるため、移転先の選定が難航している。 <p>成田空港の移転補償では、令和2年度に航空機騒音対策区域が拡大されて以降、移転が容易なものから進められており、進捗率は着実に上昇している。一方で、目標(9③)の達成には、移転が容易でないものについての移転も可能な限り促進していく必要があり、その手段として本措置が最も有効である。</p>
	⑤ 租税減を是認する理由等	<p>航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>このように、移転の促進は大きな政策的意義を有しているが、実際に住民が移転を行う際には、住民が譲渡する土地建物等の譲渡所得について税負担が生じるため、この負担を可能な限り軽減することが求められる。本措置は、課税の繰延べであり、長期的な税収額は変わらず、住民の税負担を一時的に軽減できるため、移転促進に非常に効果的である。</p>
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)からの移転については、騒防法第9条第1項及び特騒法第9条第1項において、特定飛行場又は特定空港の設置者による移転補償が規定されている等、政策体系の中で優先度の高いものとして明確に位置づけられている。</p> <p>移転補償は、移転を希望する不特定多数の対象者に公平に実施さ</p>

		<p>れるものであり、予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と比較して、希望者全員が適用を受けられる租税特別措置が妥当である。</p> <p>また、本措置の内容は、直接的な減免ではなく課税の繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等と比して国庫への負担が少なく、移転補償事業に伴う事業用資産の買換え等について、当該資産の譲渡益に係る課税の繰り延べによる一時的な負担を軽減することで、移転補償事業の促進を図るものであるため、政策目的を実現する手段としての確であり、適切かつ必要最低限の措置である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものであることから、住民の方が所在する地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年8月（国交11）